

じてんしゃの こうつうルール ハンドブック

みしゅうがくじょう ほごしゃせつめいつ
(未就学児用 〈保護者説明付き〉)



こうつう きかくか
こうしき マスコットキャラクター

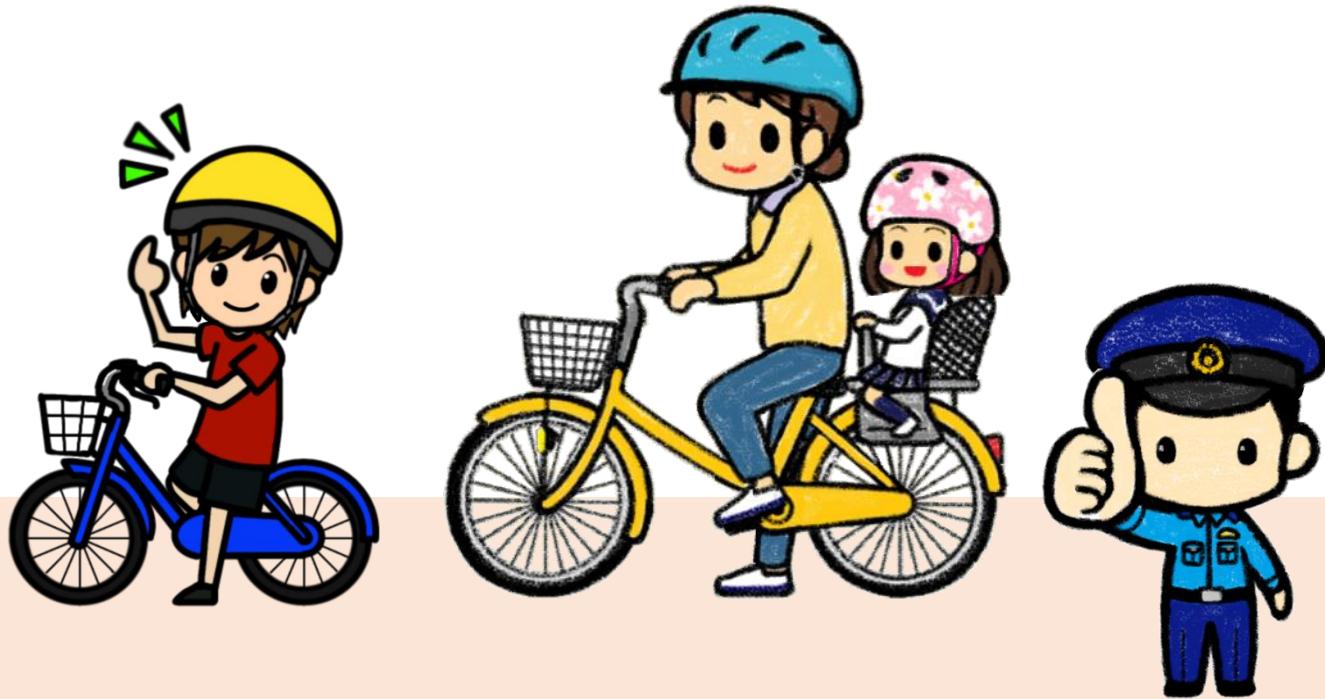
ひょうごけんけいさつ

保護者様へ 「本ハンドブックの構成について」

お子様に見ていただくイラスト等

保護者様からお子様に
説明していただきたい内容等

ヘルメットをかぶろう



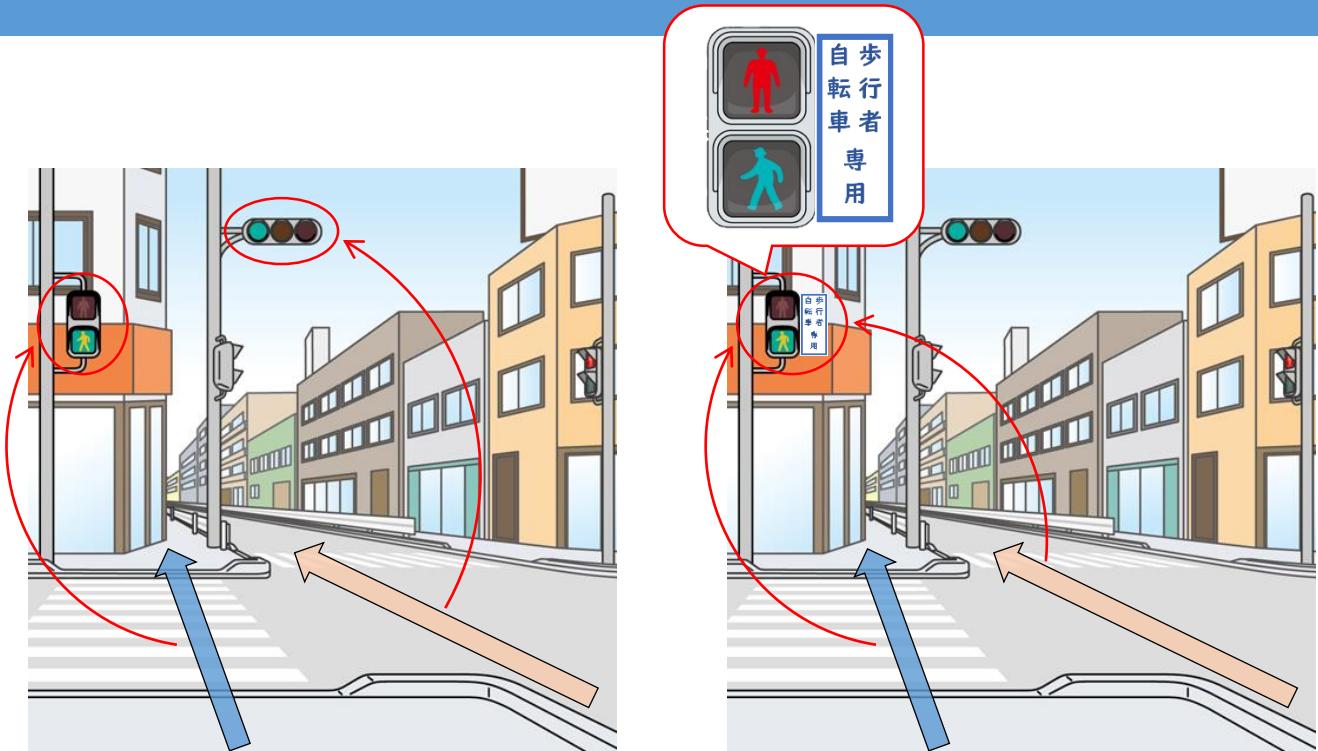
[説明]

ヘルメットは大切な命を守る道具です。

頭部への負傷は致命傷になる可能性が高いですが、ヘルメットは交通事故の被害を軽減させ、大切な命を守ってくれるものです。

命を守るために、自転車に乗るときは運転者も同乗者もヘルメットを着用しましょう。

し�んごうをみよう



[説明]

車道を走る時は「**車両用信号**」→



横断歩道を走る時は「**歩行者用信号**」→

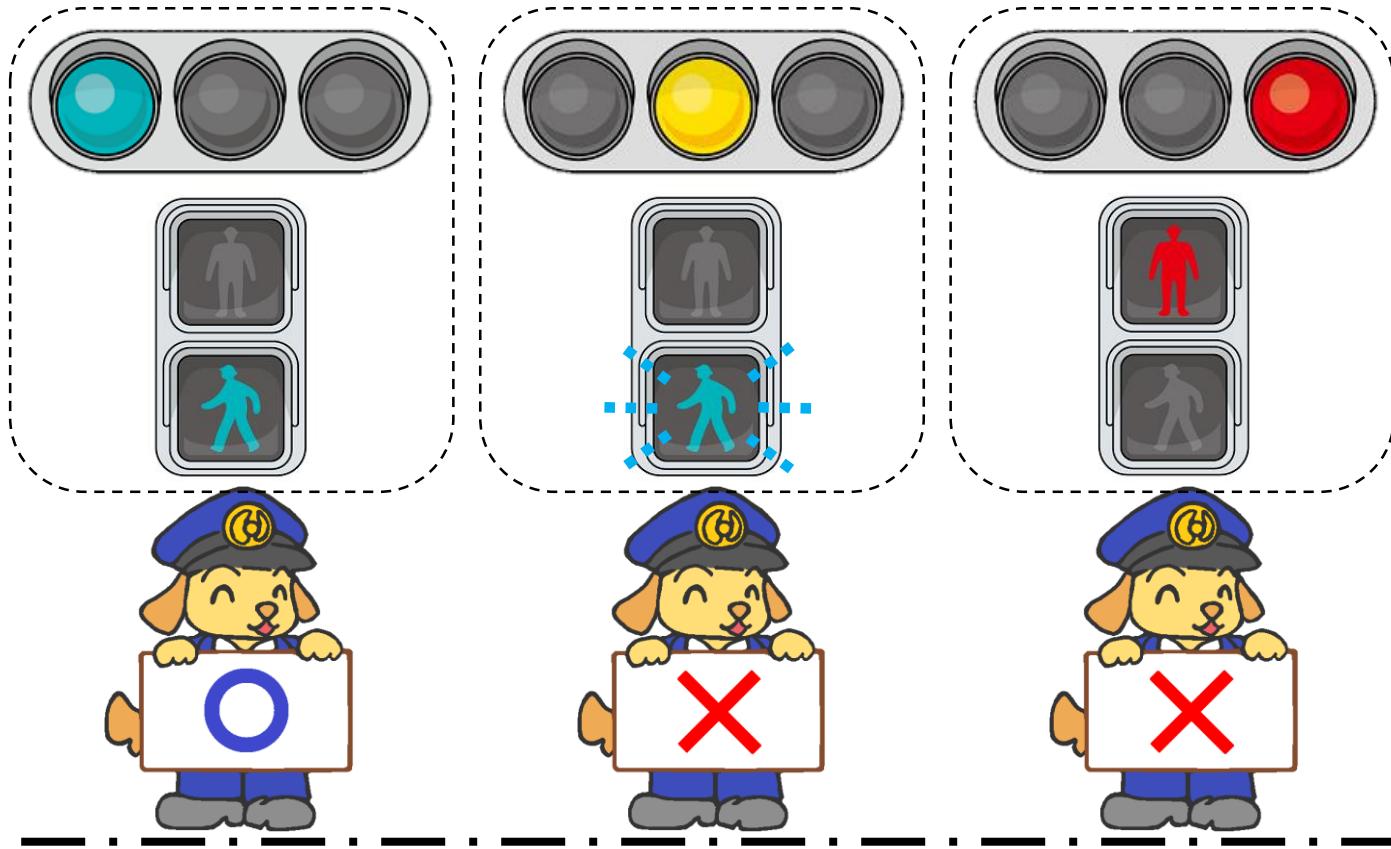


に従います。

ただし、「歩行者用信号」に「**歩行者・自転車専用**」の標示がある場合は、**車道を走るときであっても、歩行者用信号**にしたがってください。

【注意】 自転車は車道通行が原則ですが、道路標識で歩道を通行できるとされている場合や、**13歳未満のこども**、**70歳以上の高齢者**、**体の不自由な人の場合**などは**自転車も歩道を通行することができます**。

しんごうをみよう



[説明]

信号が

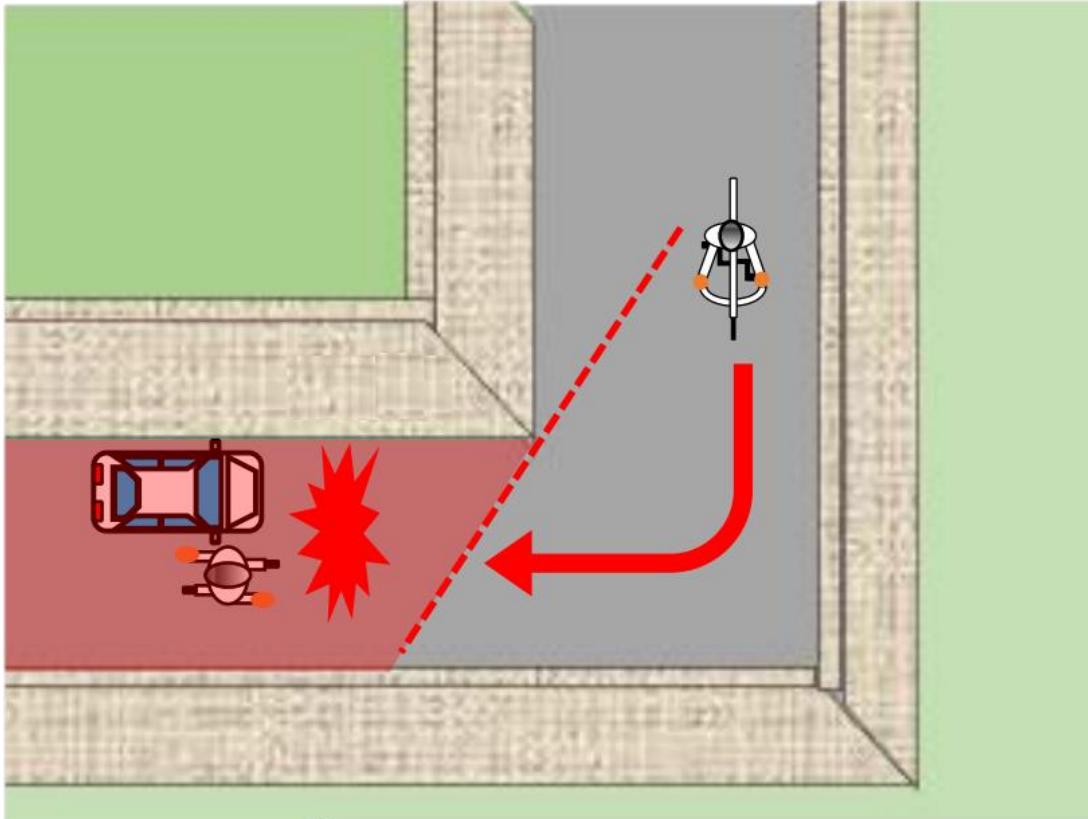
青色の場合は、**安全確認をした上で進むことができます。**

「車両用信号」が**黄色**、または、「歩行者用信号」が**点滅**している場合は、**安全に止まれないときを除いて、停止位置を越えて進んではいけません。**

赤色の場合は、**停止位置を越えて進んではいけません。**

停止位置は、停止線がある場合はその直前、ない場合または歩道の場合は交差点の直前です。

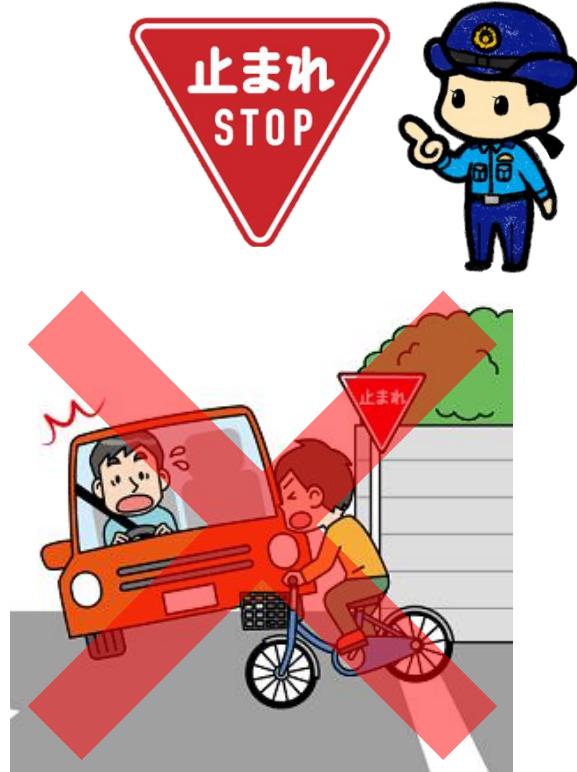
みえにくいところ



[説明]

左右の見通しがきかない交差点や道路の曲がり角付近では、建物や樹木などにより見通しがきかなくなることで、交通事故の危険が高まることから、衝突する前に止まれるように安全確認をしながら徐行で進まなければなりません。

とまる



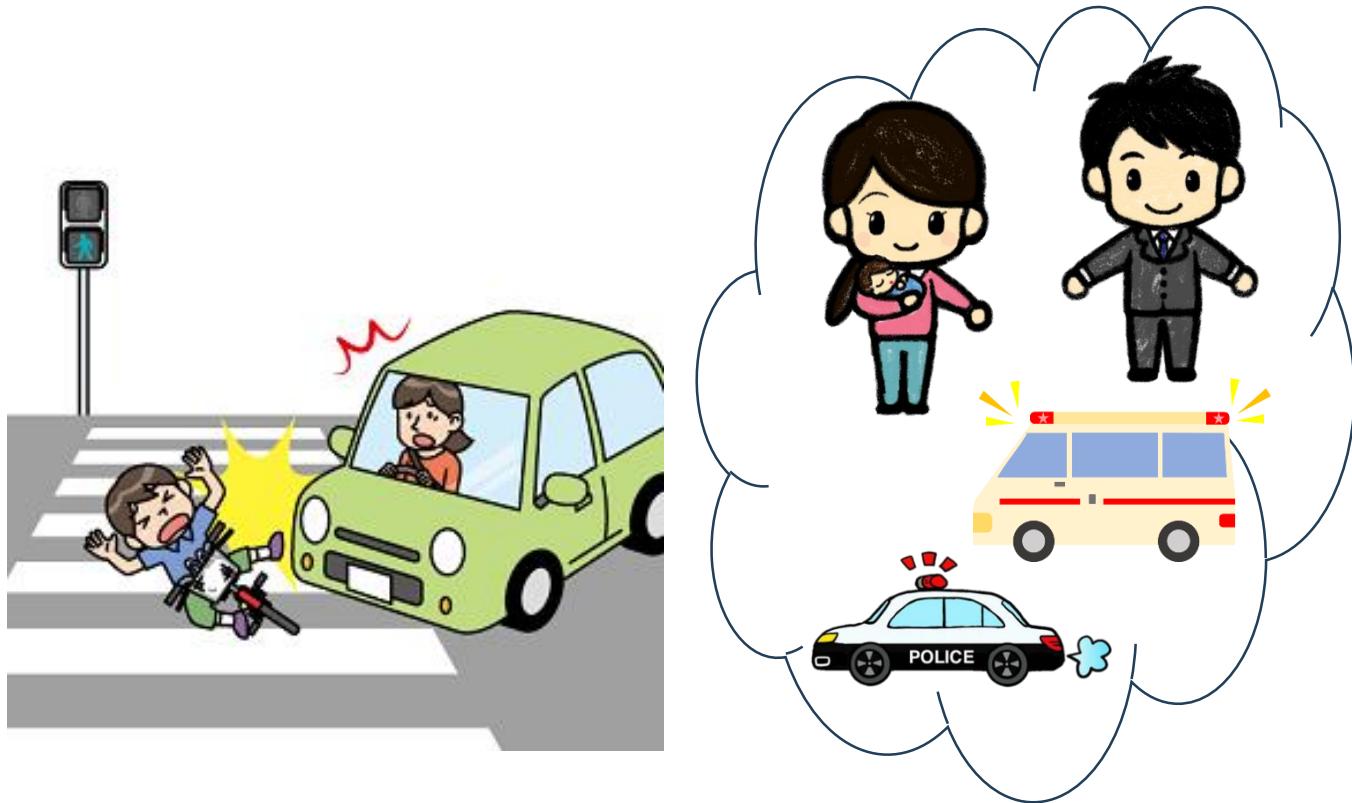
[説明]

一時停止標識のある交差点では、停止線があるときはその直前で、停止線がないときは交差点の直前で一時停止しなければなりません。

停止線で止まっても交差点内の安全が確認できなければ一時停止後、安全確認ができる場所まで進み、安全確認をします。

停止線で止まっても安全確認ができないからといって、停止せずに進んではいけません。

もしも、こうつうじこに あつたら



[説明]

もしも、**交通事故**にあつたら、**近くの人に**
「助けて」と声をかけ、救急車や警察を呼んで
もらいましょう。

お父さん、お母さんに連絡しましよう（して
もらいましょう）。

怪我がないからといって、「大丈夫」と言つ
て、**その場を離れてはいけません。**